

健康寿命延伸及び予防医療に関する包括協定書

奈良市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会奈良支部（以下「乙」という。）は、奈良市民と奈良市在住又は在勤の全国健康保険協会奈良支部加入者（以下「市民」という。）の健康寿命の延伸及び予防医療に向けた取組について相互に連携・協力するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この包括協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、地域全体の健康寿命の延伸と予防医療に向けた取組を通じて、市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成のため、次に掲げる事項に関する連携・協力を行うこととする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別途定めることとする。

- (1) データヘルスをはじめとする科学的データに基づく地域と職域の健康課題の調査及び分析に関すること。
- (2) 生活習慣病の予防、早期治療勧奨、重症化予防等に関すること。
- (3) 健康づくり（食事・運動ほか）に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（進捗状況の確認）

第3条 この包括協定に基づく連携・協力を円滑に推進するため、甲及び乙は、それぞれの担当部局を定め定期的に協議を実施するとともに、事業の進捗状況を確認する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この包括協定に基づく連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条の目的外に使用してはならない。

（包括協定の有効期間）

第5条 この包括協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、有効期間が満了する日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（包括協定の見直し）

第6条 甲又は乙が、この包括協定の内容の変更を申出たときは、協議の上、この協定の変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

この包括協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月30日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

乙 奈良市大宮町七丁目1番33号
奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部
支部長 河田 光央